

## 第 3 0 6 号 答 申

### 第 1 審査会の結論

名古屋市消防長（以下「実施機関」という。）が一部公開決定とした本件審査請求の対象となる行政文書は、公開すべきである。

### 第 2 審査請求に至る経過

- 1 平成29年10月 5日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、2016年度名古屋市消防局の救急車が運んだ病院上位20病院（名称、人数）の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- 2 同年10月17日、実施機関は、本件公開請求に対して、平成28年度医療機関別搬送人数（上位20医療機関）（請求に係るもの）（以下「本件行政文書」という。）を特定し、一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- 3 同年10月19日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

### 第 3 実施機関の主張

- 1 決定通知書によると、実施機関は、本件行政文書の一部を公開しない理由として、次のとおり主張している。
  - (1) 本件行政文書に記載されている医療機関名（本市、独立行政法人等または地方独立行政法人（以下、「本件独立行政法人等」という。）が開設するものを除く。）（以下「本件情報①」という。）は、公にすることにより、当該法人に明らかに不利益を与えると認められることから条例第 7条第 1項第 2号に該当する。
  - (2) 本件行政文書に記載されている医療機関名（本件独立行政法人等が開設するものに限る。）（以下「本件情報②」という。）は、公にすることにより、当該独立行政法人等に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれがあることから条例第 7条第 1項第 5号に該当する。
- 2 上記 1に加え、実施機関は、弁明書においておおむね次のとおり主張している。

- (1) 本件行政文書は、平成28年度において本市が救急搬送した医療機関のうち、救急搬送人数が多い上位20の医療機関名称及び救急搬送人数を示したものであり、実施機関において作成したものである。
- (2) 救急搬送人数という情報は、医療機関にとっては救急搬送を受け入れた実績であり、各医療機関を開設する法人または本件独立行政法人等の事業活動に関する情報である。また、当該情報は、公益財団法人日本医療機能評価機構が行う病院機能評価における救急医療機能にも関連しており、市民にとって極めて関心が高いものであることから、各医療機関の社会的評価に直結するものである。
- (3) 審査請求人は、本件行政文書を全部公開したとしても、法人（本件独立行政法人等を除く。）に対して不利益を与えず、本件独立行政法人等の企業経営の正当な利益を害するおそれがない旨主張するが、本件行政文書に記載されている救急搬送人数は、本市の救急隊が搬送した人数のみを示したものであり、他市町村の救急隊が搬送した人数は含まれておらず、各医療機関が救急搬送を受け入れた人数の一部分に過ぎないため、本件情報①及び②を公開すると、不正確な医療機関の比較により市民の誤解を招き、各医療機関の社会的評価が損なわれ、企業経営上の正当な利益を害する蓋然性が高いといえる。

#### 第 4 審査請求人の主張

##### 1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

##### 2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 不利益を与えないと思われぬ（2号）。

(2) 企業経営上の正当な利益を害するおそれがない（5号）。

#### 第 5 審査会の判断

##### 1 争点

以下の2点が争点となっている。

(1) 本件情報①が、条例第7条第1項第2号に該当するか否か。

(2) 本件情報②が、条例第 7条第 1項第 5号に該当するか否か。

## 2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

## 3 本件行政文書について

本件行政文書は、平成28年度において本市が救急搬送した医療機関のうち、搬送人数が多い上位20の医療機関の名称及び各医療機関への搬送人数が記載されたものである。

## 4 条例第 7条第 1項第 2号該当性について

まず、本件行政文書のうち、本件情報①が条例第 7条第 1項第 2号に該当するか否かを判断する。

(1) 本号は、法人等の事業活動の自由は原則として保障されなければならないとする趣旨から、公開することによって、当該法人等にとって不利益になることが明らかな事業活動上の情報については、非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件情報①は、本件行政文書に記載された医療機関のうち、本市及び本件独立行政法人等が開設するものを除く法人が開設する医療機関の名称であり、法人の事業活動に関する情報であることは明らかである。

(3) 次に、本件情報①を公開すると、法人に明らかに不利益を与えるか否かについて判断する。

ア 上記 3のとおり、本件行政文書には各医療機関の搬送人数が記載されており、この搬送人数は公開されていることから、本件情報①が公開されることで、平成28年度に、本市から各医療機関へどれだけの人数を救急搬送したかが明らかになる。

イ 実施機関は、上記第 3 2(2) のとおり主張する。しかしながら、本件行政文書に記載されているのは、上記 3 のとおり、本市の救急搬送の人数であり、各医療機関が受け入れた救急搬送人数ではない。

ウ 次に、実施機関は、上記第 3 2(3) のとおり主張する。

たしかに、本件行政文書には、本市と限定する文言は記載されていないため、本件における搬送人数を、各医療機関が受け入れた救急搬送人数の総数であると誤解した結果、正当な利益を害する蓋然性は否定できない。しかしながら、誤解を招く可能性は、本件公開請求に限らず、程度の差はあるにせよ、全ての公開請求に認められるものである。

エ また、当審査会の調査によると、愛知県の公式ウェブサイトでは、本件公開請求の対象となる年度を含んで、本件行政文書に記載された医療機関すべてを含む愛知県内の医療機関の救急医療の実施状況等を公表しており、本件における搬送人数とほとんど同一の趣旨と認められる「救急車の受入件数」も医療機関名を明示したうえで、公表されている。

なお、上記の「救急車の受入件数」は、本市に関するもののみならず、他の自治体に関するものも含んだ件数である。

オ 以上のことから、本件情報①を公開することにより、法人に明らかに不利益を与えるとは認められず、本件情報①は本号に該当するとは認められない。

## 5 条例第 7 条第 1 項第 5 号該当性について

次に、本件行政文書のうち、本件情報②が条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当するか否かを判断する。

(1) 本号は、本市又は他の地方公共団体等が行う事務事業の性質、内容に着目し、公正又は適正な行政運営を確保する観点から、非公開情報を定めたものであり、情報を公にすることによる利益と比較衡量し、なお当該事務事業の遂行に支障が生ずるおそれがある場合は、当該情報を非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件情報②は、本件行政文書に記載された医療機関のうち、本件独立行政法人等が開設した医療機関の名称であり、本号に規定する独立行政法人等が行う事務事業に関する情報に該当することは明らかである。

(3) 次に、本件情報②を公にすることにより、本件独立行政法人等が行う事務事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすか否かについて判断する。

ア 本件情報②は、その開設者が本件情報①と異なり、本件独立行政法人等であること以外は本質的に本件情報①と同様である。

イ また、本件情報②に関しても、上記 4(3)イ からエのとおりであることから、本件情報②は、公になることで本件独立行政法人等が行う事務事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼす情報であるとは認められず、本件情報②は本号に該当するとは認められない。

6 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

#### 第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成29年11月15日	諮問書を受理
平成29年12月11日	実施機関の弁明書の写しを受理
12月18日	審査請求人に弁明書の写しを送付 併せて、弁明書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
同日	審査請求人の意見陳述申出書を受理 口頭意見陳述を希望する旨確認
令和 2年 3月19日 (第27回第 1小委員会)	調査審議
6月19日 (第28回第 1小委員会)	調査審議
7月 6日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 門脇美恵、委員 金井幸子、委員 安井信久